

〈研究ノート〉

介護実習を履修する学生における新カリキュラムのソーシャルワーク実習プログラムのあり方

林 和歌子

【要旨】

2019年に、社会福祉士養成のカリキュラム改正に伴い、実習内容の見直しがおこなわれた。見直しでは新たに実習の「教育に含むべき事項」の10項目が設定され、実習施設は2か所以上、実習時間は240時間となった。さらに、新たに「実習時間の免除の実施」として、「介護福祉士養成課程における『介護実習』を履修している者については、実習のうち60時間を上限として免除可能とすること」という文言が加えられた。

そこで本稿は介護実習を履修する学生が180時間のソーシャルワーク実習を効果的におこなうために、介護実習とソーシャルワーク実習の教育内容の確認と整理を行い、介護実習を履修する学生のソーシャルワーク実習プログラムのあり方について検討をおこなうことを目的とした。

介護実習とソーシャルワーク実習の教育内容を整理した結果、介護実習を履修する学生が180時間のソーシャルワーク実習を行うにあたって、教育内容に重複する点の一部あるものの、全く触れられていない内容があることが示された。そこで内容の検討を行い、特に実習プログラムの項目の中で中心に置くべき教育内容として「学びの対象者の拡大とマクロとメゾの視点の必要性」「組織の経営、管理運営と方法の理解の促進」「社会福祉士、ソーシャルワーク実践技術の理解の必要性」の3点を導出した。介護実習の履修者のソーシャルワーク実習を充実させるためには、担当教員はこの3点を予め認識し、実習依頼施設と共有しつつ実習指導にあたる必要があることが改めて示唆された。

キーワード：介護実習、ソーシャルワーク実習、60時間免除

1. はじめに

「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直し」が2019年（令和元年）に厚生労働省によっておこなわれた。1987年（昭和62年）に制定された社会福祉士国家資格の養成課程のカリキュラム見直しはこれまでも社会状況の変化等に合わせて行われており、前回の2007年（平成19年）につづいて12年ぶり、2回目の見直しである。

2019年6月28日に、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が提示した「社

会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」によると、今回の見直しの主な項目は、「1 養成カリキュラム内容の充実」「2 実習及び演習の充実」「3 実習施設の範囲の見直し」「4 共通科目の拡充」の4点が挙げられている（厚生労働省，2019）。

このうち「2 実習及び演習の充実」として、「ソーシャルワーク機能の実践能力を養う実習時間数の拡充」のため、実習内容の見直しがおこなわれた。この見直しでは新たに実習の「教育に含むべき事項」の10項目が設定され、実習施設は2か所以上、実習時間は240時間となった。さらに、新たに「実習時間の免除の実施」として、「介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、実習のうち60時間を上限として免除可能とすること」という文言が加えられた（文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長，2020）。

これにより大学で介護福祉士と社会福祉士を同時に取得しようとしている学生にとっては負担が軽減され資格が取得しやすくなった。しかし、厚労省の「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」によると、介護実習履修者の「実習時間の免除」の理由は「負担の軽減を図るため」とのみの説明にとどまり、介護実習を履修した学生が免除される60時間分で何を学んでいることが期待され、残りの180時間の実習では何を中心に学べばいいのか、具体的な学習内容については言及されていない（厚生労働省，2019）。厚労省通知（文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長，2020）には「180時間以上の実習を行う機関・事業所においては、相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること」という規定はあるものの、教員側も社会福祉士のみを希望する240時間を行う学生と、180時間の学生との実習内容の違いが不明瞭で、配属する実習施設との実習プログラム作成の協議の場においても明確な説明ができていない。

そこで、本稿では介護実習を履修する学生が180時間のソーシャルワーク実習を効果的にこなうために、介護実習とソーシャルワーク実習の教育内容の確認と整理を行い、介護実習を履修する学生のソーシャルワーク実習プログラムのあり方について検討をおこなうことを目的としている。

2. 2019年の実習カリキュラム見直しの内容

まず2019年に行われた「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直し」における、実習カリキュラムの変更について背景と要点を整理したい。

2.1 背景

今回の改定は、社会保障審議会福祉部会福祉部福祉人材確保専門委員会が2018年3月にとりまとめた報告書、「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（以下「役割等について報告書」）を踏まえ、「地域共生社会」の推進と「新たなニーズ」に対応するために「実践能力の向上」を目的として行われた（厚生省社会福祉・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室，2019)。

「役割等について報告書」によると、社会状況の変化に伴って、これまでの社会保障分野が想定していた課題以外にも問題が表面化し、既存の制度では立ち行かなくなってきたことが出てきていることを踏まえ、ソーシャルワークの専門職として社会福祉士には、これらに対応するために、多職種と連携、協働や、包括的な相談支援、さらに課題を地域社会で支える体制づくりへの対応が求められている、と説明されている。したがって、これまでの社会福祉士養成の教育内容についても、より難しいニーズに対応できるようなソーシャルワークの機能を発揮できる実践力を強化するための見直しとなった。

2.2 社会福祉士に求める具体的な役割

上記の背景をふまえ、より難しいニーズに対応するため「社会福祉士の役割」についても、今回の改正で整理されている。まず「社会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」では、二つの「ソーシャルワークの機能」を明示している。一つは「複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の共同による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能」、二つ目は「地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワーク機能」である。さらに「役割等について報告書」では「社会福祉士が担う今後の役割」として、この二つの機能について詳細に説明している。

一つ目の機能にある「他機関との共同による包括的な支援体制」とは、包括的な支援の提供とともに、既存のサービスでは対応が難しい課題については新しい社会資源を創出していく体制の構築とし、社会福祉士は、「アウトリーチ」などによる課題把握をおこない、「当事者中心」とした地域課題全体を対象とした「コーディネート」をおこなう役割が求められている、のである。

二つ目の機能で示す「地域住民等が主体的に解決を試みる体制」とは、地域住民の地域社会の構成員としての自覚を促し、それぞれの役割に応じた課題発見、地域の社会資源と連携して解決に取り組む体制づくりを指している。そのためには社会福祉士が地域住民、福祉関連団体、商店や企業とも連携をおこない、「地域アセスメント」をおこない課題を把握し、住民や地域の「エンパワメント」に取り組むとともに、その発揮の機会の創出、さらに「ネットワーキング」を通じた連絡調整に取り組む役割を果たすことが必要とされている。

以上のことから、社会福祉士の役割は、個別課題から地域課題を対象とする幅広い理解力とその支援ができる実践力が求められていることがわかる。したがってあらゆる対象者を支援できるジェネリック機能の強化が求められていることが明確になった。

3. 社会福祉士と介護福祉士養成課程の実習で求められていること

次に今回のカリキュラム改正で示している介護福祉士と社会福祉士養成課程の実習教育と目

標について概観し、考察につなげたい。

3.1 社会福祉士実習「ソーシャルワーク実習」の枠組みと教育内容

2019年の見直しによって240時間となった「ソーシャルワーク実習」の実習内容については、厚労省通知「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について（元文科高第1122号社援発0306第23号令和2年3月6日）」（以下、「科目の確認に係る指針」とする）に定められている。実習時間240時間の枠組みと実習時間の免除についても「科目の確認に係る指針」の「7. 実習に関する事項」に下記の記載がある。

7. 実習に関する事項

(2) ソーシャルワーク実習は、相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において180時間以上行うことを基本とすること。

ア ソーシャルワーク実習は、機能の異なる2カ所以上の実習施設等で実施すること。

イ 180時間以上の実習を行う機関・事業所においては、相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること。

(3) 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、実習のうち60時間を上限として免除可能とすること。

そしてこの「科目の確認に係る指針」に基づき、さらに日本ソーシャルワーク教育学校連盟が2021年に「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン（2021年8月改訂版）」（以下、「ガイドライン」とする）を発行した。それによると「科目の確認に係る指針」に示されている「ソーシャルワーク実習」の「教育に含むべき事項」の「10項目」に照らし、「教育目標」を「達成目標」と「行動目標」の二つに分けて説明している。この「達成目標」については、「実習結果の状態を示したもので、実習生が実習終了時に行うようになることが望ましい行動であり、「行動目標」は、「実習生の観察可能な具体的な行動」を表したもので「達成目標」を細分化し、「ミクロ」「メゾ」「マクロ」のそれぞれのレベルで想定される対象を念頭に置いたものとしている（表1）。

さらに「ガイドライン」では実習施設の種別や法人によって修得が期待される学習の「深度や段階」が異なることから、実習前に担当教員と施設の実習指導者との「調整会議」を行い、実習内容と目標の調整を行うなどの実習プログラムの作成を積極的におこなうこと、と示している。

240時間の実習で学ぶことが想定されたこの「10項目」の介護実習などで60時間の実習時間の免除を行った場合の取り扱いについては、日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局が厚生

労働省へ照会をしている。その結果、日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局の「60時間の免除をした場合、(240-60の) 180時間であっても、カリキュラムの実習科目の全ての「教育に含むべき事項」を含む必要があるでしょうか」という問い合わせに対し、厚生労働省は「免除後の180時間以上の実習において『教育に含むべき事項』の全てを学んでいただく必要があります」と回答している（日本ソーシャルワーク教育学校連盟，2022）。

以上のことから、「ソーシャルワーク実習」の概要は次のように整理することができる。

- 240時間の実習を2か所以上の施設でおこなう。
- そのうち180時間以上は1か所で行う。
- 180時間の実習は相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること。
- 60時間の実習免除を行った場合、180時間の実習で「教育に含むべき事項」の10項目の全てを学ぶ必要がある。
- 実習に「教育に含むべき事項」10項目は次の通り
「①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成」「②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成」「③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価」「④利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価」「⑤多職種連携及びチームアプローチの実践的理解」「⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ」「⑦地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解」「⑧施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）」「⑨社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解」「⑩ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解・アウトリーチ・ネットワーキング・コーディネーション・ネゴシエーション・ファシリテーション・プレゼンテーション・ソーシャルアクション」
- 10項目にはそれぞれに「ミクロ」「メゾ」「マクロ」の対象者がいることを念頭に目標が設定されており、10項目すべてを実習内容に取り入れること。
- 予め実習担当教員と施設の実習指導者と打ち合わせをおこない、各項目の実習内容や目標を設定する。

表1 ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン

厚労省通知 「ソーシャルワーク実習」		ソーシャルワーク実習の教育目標
ねらい	教育に含むべき事項	行動目標
① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づいた支援を行うための実践能力を養う。	①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	①クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等、様々な人たちとのあらゆる出会いの場面において、その人や状況に合わせて言語コミュニケーションや状況に合わせて挨拶や自己紹介、声掛けを行うことができる。 ②クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等と関わる場面において、その人や状況に合わせて言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションを使い分けることができる。 ③ミーティングや会議等において発言を求められた際に具体的に説明することができる。 ④カンファレンスや利用者の状況を具体的に説明することができる。 ⑤地域住民をはじめ、広い範囲に発信するための広報やウェブサイトの原稿を作成することができる。
② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)について把握する。	②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	①クライエント等との信頼関係（ラポール）を構築する際の留意点や方法を説明することができる。 ②クライエント等に対して実習生としての立場や役割を理解できるよう説明することができる。 ③クライエント等と対話の場面で傾聴の姿勢（視線や声の質に配慮する、身体言語や声の質に配慮する等）を相手に示し、コミュニケーションをとることができる。 ④実習指導者や職員がクライエントとの問題解決に向けた信頼関係を構築する場면을観察し、重要な点を説明することができる。
③ 生活上の課題(ニーズ)に対するため、支援を必要とする人の内的資源やフオーマール・インテリジェンスを把握し、活用可能なツールについて説明することができる。	③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)の把握、支援計画の作成と実施及び評価	①現在または過去のクライエント等の各種記録を参考に、収集すべき情報を説明することができる。 ②バイオ・サイコ・ソーシャルの側面からクライエント等の客観的・主観的情報を系統的に収集することができる。 ③クライエント等のエコマップを作成し、クライエント等を取り巻き環境(クライエントシステム)や関係性を把握し、説明することができる。 ④クライエントの了解のもと、本人の家族や利用しているサービス事業者から情報を収集し、クライエントを強みの視点から理解・説明することができる。 ⑤収集した情報を統合してアセスメントし、クライエント等のニーズを明らかにすることができる。 ⑥収集した情報を指定の様式や用紙に記録することができる。
④ フォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。	④地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる	①地域アセスメントの意義や方法、活用可能なツールについて説明することができる。 ②地域住民の生活の状況と地域及び地域を取り巻き環境との関係を説明することができる。 ③収集した情報を統合してSWOT分析を行い、地域特性や地域の強み(ストレングス)、地域の顕在的・潜在的な課題を明確にすることができる。

<p>④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。</p> <p>⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関・地域住民等との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する。</p>				<p>④ 地域課題について多角的に判断し、取り組むべき優先順位を地域住民と共に検討することができる。</p> <p>① 実習で関係するミクロ・メゾ・マクロレベルにおける計画（個別支援計画、事業計画、各種行政計画等）の作成・策定の要点や方法を説明することができる。</p> <p>② アセスメントの結果を踏まえて支援目標と支援計画を作成し（状況に応じてクライエント等と一緒に）説明することができる。</p> <p>③ 自ら作成した支援目標・支援計画の一部または全部を実施することができる。</p>
		<p>(5) 各種計画の様式を使用して計画を作成、策定及び実施することができる</p>		<p>① 現在または過去のケース記録等を参考に、モニタリングおよび評価の方法について説明することができる。</p> <p>② 特定のクライエントやグループ、地域を対象とした計画実施のモニタリングおよび評価を行うことができる。</p> <p>③ 実習施設・機関等の計画実施についてモニタリング及び評価を行い、その結果を適切に報告することができる。</p>
<p>④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価</p>		<p>(6) 各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる</p>		<p>① クライエントおよび多様な人々を理解し、尊厳や価値観、信条、生活習慣等を尊重した言動をとることができる。</p> <p>② クライエントおよび多様な人々の持つ「強み・力」（ストレングス）と「課題」を把握することができる。</p> <p>③ クライエントおよび多様な人々を対象にした実習指導者や職員および実習施設・機関等が行っている権利擁護活動を理解し、説明することができる。</p> <p>④ 実習指導者や職員および実習施設・機関等のエンパワメントの視点に基づく実践を確認し、行うことができる。</p> <p>⑤ 実習施設・機関等が実施している権利擁護や苦情解決の取組み（法制度、事業等）を確認し、説明することができる。</p>
<p>⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解</p>		<p>(7) クライエントおよび多様な人々の権利擁護ならびにエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる</p>		<p>① 実習施設・機関等の各職種の種類について把握し、それぞれの職務および機能と役割を説明することができる。</p> <p>② チームにおける社会福祉士の役割・機能を説明することができる。</p> <p>③ 具体的な問題解決の事例を踏まえて連携や協働の必要性を説明することができる。</p>
		<p>(8) 実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる</p>		<p>① 関係する社会資源をマッピングした上で、それらの役割や機能等について説明することができる。</p> <p>② 関係する専門職の役割・業務内容等について説明することができる。</p> <p>③ 事例検討会・ケースカンファレンス等に出席し、出席している各機関・施設の視点や連携するための工夫等について説明することができる。</p>
		<p>(9) 実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる</p>		<p>① 協働するためのコミュニケーションを取りながら地域住民、関係者、関係機関等との信頼関係を築くことができる。</p> <p>② 活動目的や必要な情報を地域住民、関係者、関係機関等と共有することができる。</p> <p>③ 地域住民、関係者、関係機関の相互の役割の違いや重なりを認識し、連携・協働した活動を実施するための必要な調整を行うことができる。</p> <p>④ 実習施設・機関等の特つ資源や果たすことのできる機能・役割を地域住民、関係者、関係機関等に説明することができる。</p> <p>⑤ 包括的な支援体制における社会福祉士の機能と役割を説明することができる。</p>
		<p>(10) 地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる</p>		

		<p>(11) 各種会議を企画・運営することができる</p>	<p>①カンファレンスや地域ケア会議等に同席し、職種ごとの業務の特徴やアセスメントの視点の違いを説明することができる。 ②多職種によるチームアプローチとして、目標設定や役割分担の合意形成の留意点等について説明することができる。 ③職員会議・委員会・事例検討会など組織内外で開催される会議の企画・運営を実習指導者と共に実施することができる。 ④他機関との合同会議、住民参加の会議など組織外で開催される会議に同席し、会議の種類や目的について説明することができる。 ⑤参加・同席した会議の記録を適切に作成し、必要に応じて参加者及び欠席者に説明・共有することができる。 ⑥実習施設・機関等が必要な会議を企画・実施準備し、会議の進行（ファシリテーター）を担当することができる。</p>
<p>⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ</p>	<p>(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる</p> <p>(13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかける</p>	<p>①実習施設・機関等が地域を対象として具体的に取組んでいる事業や活動の理念や目的を明らかにし、説明することができる。 ②事業報告書、月次報告書、実績報告書、調査報告書等を開覧し、課題等を見出し、説明することができる。 ③クライエントや地域の問題解決に向けた実習施設の役割について検討することができる。</p> <p>①地域住民に働きかける方法（地域組織化・ボランティア組織化や事業企画実施等）を実践することができる。 ②関係機関や住民組織等に対して、問題解決に向けた連携・協力の必要性を説明し、関係構築を実施することができる。 ③情報発信の具体的な取組みと方法を実践することができる。</p>	
<p>⑦地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p>	<p>(14) 地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる</p>	<p>①実習施設・機関等の事業や活動と関係のある社会資源とその内容をマッピングし、実習施設・機関等を取り巻く社会資源の状況を説明することができる。 ②実習施設・機関等の事業やサービスを中心として、分野横断的・業種横断的な社会資源との関係性について明らかにし、説明することができる。 ③地域の問題解決に向けて分野横断的・業種横断的な社会資源が関係形成するための方法を説明することができる。 ④地域の問題解決に向けて社会資源が力を発揮するための調整方法について説明することができる。 ⑤地域の問題解決のために必要な社会資源を創出・開発するための方法を説明することができる。</p>	
<p>⑧施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの実管理運営の際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）</p>	<p>(15) 実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる</p> <p>(16) 実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法を説明することができる</p>	<p>①実習施設・機関等について説明できるとともに、SWOT分析等に基づいて意見を提示できる。 ②実習施設・機関等の理事会や評議員会など、意思を決定する組織体の機能について説明することができる。 ③各種委員会の役割や合意形成の過程と方法を説明することができる。</p> <p>①実習施設・機関等が設置されている法的根拠や関連する通知等を自ら確認し、説明することができる。 ②実習施設・機関等における運営方法を決定する機関等を自ら理解し、説明することができる。 ③事前学習で調べた組織図、事業報告書及び決算書に関して質問をし、不明点や疑問点等を適切に指摘することができる。</p>	
<p>⑨社会福祉士としての職業倫理としての役割と責任の理解</p>	<p>(17) 実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる</p>	<p>①実習指導者業務を觀察し、クライエントや地域住民、関係者等との関わり場面、問題解決過程、チームアプローチ場面等を振り返り、倫理判断に基づく行為を発見・抽出することができる。 ②①により抽出した倫理的判断に基づき実践のうち、倫理的ジレンマが生じた場面に気づき、その解決のプロセスを説明することができる。 ③自分自身に倫理的ジレンマが生じた場面をソーシャルワークの価値・倫理に基づいて振り返り、解決することができる。 ④多職種によるカンファレンス等において、クライエントや地域住民、関係者との問題解決に向けて社会福祉士の専門性や立場から発言することができる。 ⑤個人情報保護のための取組について説明することができる。</p>	

3.2 介護福祉士実習「介護実習」の枠組みと教育内容

次に、介護実習についてはどのような教育内容とすることが明記されているのかを整理する。

介護実習は福祉系高校を除いた養成施設のカリキュラムにおいて、実習時間は450時間が必要とされている。実習施設については利用者の生活の場である多様な介護現場において実習することとされ、主に利用者の理解を中心に重点を置いた「実習施設・事業等（Ⅰ）」と、介護過程の一連の流れを実践することに重点置いた「実習施設・事業等（Ⅱ）」に分けている。そのうえで、介護実習にかかる時間数の3分の1以上、つまり150時間以上を「実習施設・事業等（Ⅱ）」での実習に当てることが求められている。

2019年にカリキュラムが改正された介護福祉士養成課程は、それまで12項目あった「求められる介護福祉士像」が10項目に見直された（表2）。「介護福祉士養成課程 新カリキュラム教育方法の手引き」では、この「求められる介護福祉士像」は「介護福祉士の専門性」の意味を知るとともに「教育の目標」でもであると明示している（日本介護福祉士養成施設協会、2019）。

そして「目指すべき像」を踏まえつつ、「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」に定められている介護福祉士養成の「教育のねらい」、「教育に含むべき事項」、「留意点」を基に、日本介護福祉士会（2019）は「介護実習指導のためのガイドライン」で「想定される教育

表2 求められる介護福祉士像

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する
2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
5. QOL（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10. 介護職の中で中核的な役割を担う

+

高い倫理性の保持

出典：厚生労働省（2018）「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 別添2 介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針 別表1（法第40条第2項第1号の介護福祉士養成施設関係）」より筆者作成

表3 介護実習の教育内容のねらい、含むべき事項、留意点、想定される教育内容

教育内容のねらい	教育に含むべき事項	留意点	想定される教育内容の例	実習指導の展開
1 地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。	1 介護過程の実践的展開	介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。	1 実習を通じた介護過程の展開	(ねらい)「介護過程を展開する」ことが目的ではなく、利用者との関わりから、本人の思いや願いを実現できること、この思考過程を実践できるようにする。
	2 多職種協働の実践	多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。	1 実習を通じた多職種連携の実践	(ねらい)異なる専門性を持つ他職種が、それぞれの職種の視点や能力を活用して対象者の生活支援を行うことで、より質の高いケアにつながることを理解する。様々な目的のカンファレンスへの参加を通じ、介護福祉士の職務内容、個別支援のあり方や職種間での連携・協働を理解する。介護福祉士の専門性について理解する。
	3 地域における生活支援の実践	対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。	1 対象者の生活と地域との関わり 2 地域拠点としての施設・事業所の役割	(ねらい) 実習施設のある地域の特性やその地域ならではの文化や行事を把握し、利用者が地域の中で暮らしているという自覚を持ち続けることや、地域と実習施設がどのように支え合っているのかを理解する。
2 本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。				(ねらい) 利用者が持っている能力に着目し、それを引き出すためのコミュニケーション方法をはじめ、環境の整備、介護予防等総合的な視点から介護技術ができるようになる。養成校で学んだことと実践が結び付けられるように、「なぜ、その方法で行うのか」が説明できる。

出典：厚生労働省（2018）「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 別添2 介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針 別表1（法第40条第2項第1号の介護福祉士養成施設関係）」、及び日本介護福祉士会（2019）「介護実習指導のためのガイドライン」を基に筆者合併し作成。

内容の例」、「実習指導の展開（ねらい）」を提示している。表3では「教育のねらい」、「教育に含むべき事項」、「留意点」に対応する「想定される教育内容の例」、「実習指導の展開（ねらい）」を併記した。なお、「実習指導の展開」の介護技術に関する記述に該当する「教育に含むべき事項」「留意点」の記載はないため空欄とした。

以上のことから介護実習の概要を次のように整理することができる。

○実習時間は450時間

○地域や施設など生活の場を問わず、対象者の生活、本人家族とのコミュニケーション、生活

支援の能力と技術の習得を目的とする。

- 本人の望む生活を実現するための、多職種協働と介護過程の実践力を習得する。
- 「教育に含むべき事項」は「介護過程の実践的展開」、「多職種協働の実践」、「地域における生活支援の実践」の3項目に加え、基礎的な介護知識と技術を中心に学習する。

4. 新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習プログラムと介護実習との関係

4.1 社会福祉士実習と介護福祉士実習のこれまでの関係

ここでは、これまでの社会福祉士実習におけるケアワークの位置づけについて述べておきたい。なぜなら、ソーシャルワークとケアワークの関係については、その概念や専門性について相違性と共通性について長い間、議論が交わされていたからである。特に社会福祉士実習におけるケアワークの位置づけの認否については、欧米の教育システムを基本とする日本のソーシャルワーク教育の発展と、施設を中心に発展した日本のソーシャルワーカー業務の実態に乖離があることが指摘され、意見は分かれている（中村，2007）。

このような中で2007年の法改正により、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議として、より高度な専門職育成とともに「介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討」をするよう提言されていた（参議院，2007）。さらに、時間数免除については、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会による取りまとめの報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割について」に、「働きながら資格取得を目指す者」や、「他の国家資格を同時並行して取得を目指すものへの配慮として、過度な負担がかからないよう留意する」ことと指摘されていることから、主に負担軽減による配慮から検討がされてきたことがわかる。

その一方で社会福祉士の実習から、いわゆる介護などのケアワークを排除する動きがあった。前回の社会福祉士のカリキュラム改正時では、社会保障審議会福祉部会（厚生労働省，2006）で「実習の内容については、その目的や留意点は定められているものの、具体的な内容に関する基準は設定されていない」「実際に行われている実習においては、社会福祉士の業務の関連領域としての位置付けなく漫然と行われる単なる介護業務の補助や施設見学に過ぎないようなものなど、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていない事例も、少なからず見受けられる」と改正の経緯が説明されていた。特に、実習指導者の介入が少ない中で実施される介護や保育業務といったケアワークの実習に対しては、社会福祉士養成としての専門教育の質の担保ができないのではないか、と批判的な声が多かった（川上，2012、松原，2022、深谷ら，2023など）。そこで、2007年の見直しでは実習指導者の要件や実習内容の要件、実習内容が規定され、合わせて養成する学校側も実習プロセスの考え方をガイドラインで具体化し、実習の内容と方法の標準化を図ったのである。その結果、実習では社会福祉士がおこなう相談援助業務からソーシャルワークを確認し、修得する

という流れができ、これにより、介護などのケアワークは「関連業務」として相談業務とは区別されるようになった（川上，2011）。今回の法改正においては、「相談援助」という表現がさらに「ソーシャルワーク」へ変更され、その区別化はさらに強くなった。

他方で、指導方針を定めない漫然と時間を過ごすだけのケアワークへの批判は当然としつつも、サービス対象者や施設全体の支援機能を理解するために、社会福祉士実習中においてもケアワーク実践を行うことについて、一定の意義を指摘する意見も根強くある（中村ら，2006、上田，2013、塩田，2016）。

今回の法改正では、社会福祉士実習におけるケアワークの位置付けについては言及のないまま、介護実習を履修した学生は60時間の免除が行われることになった。同時に精神保健福祉士のソーシャルワーク実習を履修した者についても60時間の免除が行われていることから、2007年時の改正から議論され、今回も「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」で説明されているとおり、複数の国家資格を取得することを希望する者の「負担の軽減を図るため」が目的であろう。しかし免除をされた者たちの実習プログラムが未整理のままでは、負担が軽減されるどころか、240時間実習を行う学生の実習プログラムとの違いがつけられず、むしろ短時間に内容を詰め込む実習となってしまう可能性があるのである。

4.2 介護実習を履修した学生のソーシャルワーク実習プログラムのあり方

新カリキュラムのソーシャルワーク実習プログラムについて、深谷ら（2023）は、実際に新カリキュラムに則った実習プログラムの作成を試み、「実習に含むべき項目」の10項目を取り入れた180時間実習の検証をしている。その結果、設定されている10項目は多岐にわたる内容のため、180時間の中で達成することが難しく、効率的に学べるようなマネジメントが求められることがわかった。そのため新カリキュラムのソーシャルワーク実習は、10項目を網羅させる実習ではなく、学生の理解度や実習先の特性に合わせて重点を置き、そこから枝葉をつけるような実習プログラムが求められていると指摘する。したがって学生の学びの状況、実習先の特性を生かした内容の検討が必要であり、介護実習を履修した学生たちは実習プログラムにおいて実習の中心をどこにおくか、に重点をおき検討をおこなった。

先にも述べた「ソーシャルワーク実習の教育に含むべき事項」10項目及び、「ソーシャルワーク実習教育の目標」の「教育目標」「達成目標」のうち、ソーシャルワーク実習の教育に含むべき事項⑦～⑩の「地域の社会資源の活用、調整、開発」「施設の経営、管理運営」「社会福祉士の役割と責任」「ソーシャルワーク実践技術」については、介護実習の教育内容には取り上げられていないことから、この4項目は介護実習では教育されていないと判断する。

従って、ここでは介護実習の教育内容と重複する内容を含む①～⑥の「人間関係の形成」「援助関係の形成」「生活上の課題の把握と支援計画」「権利擁護」「地域理解」「多職種連携」「実習先の地域での役割」の教育内容について検討したい。

(1) 人間関係の形成

ソーシャルワーク実習では「基本的なコミュニケーションをとることができる」ために、挨拶から始まり、言語、非言語コミュニケーションの使い分けができることが求められている。この点については介護実習では、「介護技術」、「介護過程の実践」から取り組みはされている。しかし、ソーシャルワーク実習で提示されている「ミーティングでの発言や多職種への説明」、「地域への広報活動」などは介護実習には含まれていない。

(2) 援助関係の形成

ソーシャルワーク実習では「信頼関係構築の留意点や方法」、「実習生の立場の説明」、「傾聴の姿勢が取れること」が指摘されている。これについても介護実習では「介護技術」、「介護過程の実践過程」を通して「援助関係構築の方法」は学んでいる。ただし、それについて「説明をすること」については含まれていない。

(3) 生活上の課題の把握と支援計画

ソーシャルワーク実習では、「バイオ、サイコ・ソーシャルの側面から情報収集」をおこなう、「クライアント、グループ、地域住民等の課題への取り組み」が求められている。介護実習では、特定の対象者についての「介護過程の実践的展開を学ぶ」とともに、「地域住民の生活課題」についても学ぶ。そのため、さまざまな個別支援については学習の機会があるが、「グループ、組織、地域を対象とする課題とその支援計画」については触れられていない。

(4) 権利擁護

ソーシャルワーク実習では「クライアント及び多様な人々への権利擁護活動」として、「職員や実習施設が行っていること」の学習が示されている。介護実習では介護過程の実践から、特定の対象者の思い、願いについて深く理解することは求めているが、組織全体の取り組みとしての「権利擁護活動」として学習する機会は含まれていない。

(5) 多職種連携

ソーシャルワーク実習では「多職種連携やチームアプローチ」としての「社会福祉士や施設の役割の理解と、地域連携の実践のための会議運営」について触れられている。介護実習では、介護実践やカンファレンス等への出席を通して、「多職種連携の実践」は学習している。したがって、介護福祉士の役割、他職種の視点、連携の方法を学んでいるが、社会福祉士の機能、役割、施設と関係する社会資源の役割、機能、地域との関わり、会議の運営については触れられていない。

(6) 実習先の地域での役割

ソーシャルワーク実習では「実習施設の地域社会における役割」として、活動理念や目的、「地域課題との関わり方」、「住民への働きかけ方や取り組み」について学ぶ。介護実習では、対象者の生活と地域の関わりを通して、「地域拠点としての施設の役割」については学習している。しかし「施設の地域活動の全体像」や「地域住民との連携や協力関係の構築方法」については学ぶ機会はない。

以上の分析から、ソーシャルワークの教育内容①～⑥は介護実習の教育内容と重複する箇所があることが確認された。その一方、これらの内容には介護実習で学ぶ内容とは一部異なっていることも判明した。つまりその内容については介護実習では学ぶ機会がないと推測されるのである。

5. 考察

介護実習とソーシャルワーク実習の教育内容を整理した結果、ソーシャルワーク実習に含むべき事項全ての項目に介護実習では触れられていない可能性のある内容が示された。これらを踏まえ、介護実習の履修者が実習プログラムの項目の中心に置くべき内容として次の3点を導出した。

(1) 学びの対象者の拡大とマクロとメゾの視点の必要性

介護実習では主に対象は「対象者」「本人」「利用者」とし、そこで生活をする個人としている。一方、ソーシャルワーク実習では「グループ」「地域」「地域住民」「地域活動」「組織」「関係する社会資源」「関係する機関」などその対象は広い。従って、介護実習がミクロの視点を中心としているのに対し、ソーシャルワーク実習にはマクロ、メゾの規模までを含む視点が求められる内容が設定されていることがわかる。そこで介護実習の履修者にはマクロ、メゾの視点で対象者をとらえることのできる場面等を設定し、その視点を意識的に学習できる実習プログラムを設けることが求められている。

(2) 組織の経営、管理運営と方法の理解の促進

ソーシャルワーク実習の教育内容には、介護実習では触れられていない組織の経営、管理運営の理解と、それに伴う会議や、組織・機関同士の連携方法が含まれている。介護実習でも多職種とのカンファレンスや申し送り場面の立ち会いを通し、ケアスタッフを代表した役割や連携の方法などについての学習は行われているが、組織全体の取りまとめや、地域の社会資源の中での組織間の連携方法などについては、学ぶ内容に触れられていない。(1)で述べた対象者としてマクロ、メゾの視点と合わせて、組織のリーダーに求められる組織経営の理解や運営方法の学習と理解促進ができるような実習プログラムを必要としている。

(3) 社会福祉士、ソーシャルワーク実践技術の理解の必要性

介護施設で働く社会福祉士は「相談員」などの別の職種名で働いていることが多い。そのため介護実習では多様な職種の理解に取り組んではいないものの、「社会福祉士」の有資格者とその業務を意識する場面はあまりないことが推察できる。したがって、ソーシャルワーク実習では、施設の実習指導者の「職種」の役割や機能と、「社会福祉士」に求められている役割、機能、職業倫理、責任、およびソーシャルワークの技術を意識的に結び付け、指導をすることが求められるのである。施設の実習指導者をはじめ、社会福祉士が日常の業務場面のどこで、専門職としての役割を發揮し、機能させているのか、さらにソーシャルワーク実践技術の具体的な場面などを通して、具体的に学習できるような実習プログラムが求められている。

但し、「Ⅲ」「1. 社会福祉士実習『ソーシャルワーク実習』の枠組みと教育内容」において示したとおり、実習が60時間免除されたとしても、残り180時間で実習に含むべき項目の全てを学ばなくてはならない。そのため、上記以外の項目についても実習プログラムから省いてよいわけではない。たとえ介護実習で学んだ内容があったとしても、ソーシャルワーク実習の実習先の取り組みから学ぶべきことは無数にある。これらを踏まえたうえで、実習法を観察のみとするのか、体験を伴うものかについては、施設の事情や、学生の学習や理解の状況に合わせての個別に設定することが必要になる。

6. まとめ

介護実習とソーシャルワーク実習の教育内容の検討から、介護実習の履修者が実習プログラムの項目の中心に置くべき内容として、「学びの対象者の拡大とマクロとメゾの視点の必要性」「組織の経営、管理運営と方法の理解の促進」「社会福祉士、ソーシャルワーク実践技術の理解の必要性」を抽出した。介護実習を履修した学生がソーシャルワーク実習を行う際のプログラム作成においては、担当教員はこの点を予め認識し、実習依頼施設と共有しつつ実習指導にあたる必要があることが改めて示唆された。

加えて介護実習を履修した学生のソーシャルワーク実習を、限られた時間で充実した実習とするためには、本研究で示された3つの項目を実習の中心としつつ、さらに実習指導の授業等において介護実習での経験の有無や、学生の理解、学習の深度などを吟味しなければいけないことは言うまでもない。そのうえで、学生の個別状況に合わせた実習プログラムへ反映し、施設の実習指導者と共有をすることが求められているのである。

最後に今後の課題については、新カリキュラムの教育課程で学んだ学生が2024年度に大学の最終学年を迎え、彼らの個別の学習状況に合わせた実習のプログラムの作成が果たして可能だったのか、全ての実習先が介護学生の要望する実習内容の提供を保証できたのか、検証が求められる。介護学生の個別の学習把握、相談の方法と、実習先との協議、調整を「ソーシャルワーク実習指導」の授業内でどのように行うのか、効率的かつ効果的な授業運営方法について

詳細な検討が必要である。今後はこれらの実証的な検証が求められている。

【参考文献】

- 深谷美枝, 中尾健太郎, 井上浩 (2023) 「新カリキュラムによる実習プログラミングの試み—「教育に含むべき10項目」はどこまで可能か—」 明治学院大学社会学・社会福祉学研究 161, pp.101-124. 明治学院大学社会学部
- 川上賢蔵 (2011) 「相談援助実習における実習内容に関する一考察—入所型生活施設における実習指導者の職種からみた業務内容との関係性について」 社会関係研究, 第17巻第1号, pp.109-130. 熊本学園大学
- 川上富雄 (2012) 「社会福祉士制度改正後の相談援助実習の課題と展望」 駒澤大学文学部研究紀要 70, pp.137-167. 駒澤大学
- 厚生労働省 (2006) 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見 平成18年12月12日」 (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/dl/s1212-4b.pdf>, 2023.8.10 確認) p.38.
- 厚生労働省 (2018) 「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 別添2 介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針 別表1 (法第40条第2項第1号の介護福祉士養成施設関係)」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000345255.pdf>, 2023.8.11 確認)
- 厚生労働省 (2019) 「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて 令和元年6月28日」 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000523365.pdf>, 2023.8.15 確認)
- 松原浩一郎 (2022) 「ソーシャルワーク実習におけるケアワークの検討」 吉備国際大学研究紀要 (人文・社会科学系) 第32号, pp.13-27. (<https://kiui.repo.nii.ac.jp/record/1341/files/32%E4%BA%BA2.pdf>, 2023.8.11 確認)
- 文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長 (2020a) 「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について (元文科高第1122号・社援発0306第22号令和2年3月6日)」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000606417.pdf>, 2023.8.15 確認)
- 文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長 (2020b) 「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について (元文科高第1122号・社援発0306第23号令和2年3月6日)」 「別添 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000604914.pdf>, 2023.8.15 確認)
- 中村敏秀 (2007) 「社会福祉援助技術絵論の位相—ソーシャルワークとケアワークの関係を巡って」 田園調布学園大学紀要, 第2号, pp.1-13. 田園調布学園大学人間福祉学部
- 中村敏秀, 相澤哲 (2006) 「わが国におけるソーシャルワーク教育とその課題」 長崎国際大学論叢 6巻, pp.179-186. 長崎国際大学
- 日本介護福祉士会 (2019) 「介護実習指導のためのガイドライン」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/>

1220000000525326.pdf, 2022.8.15 確認)

日本介護福祉士養成施設協会 (2019) 「介護福祉士養成課程 新カリキュラム 教育方法の手引き」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525760.pdf>, 2023.8.11 確認)

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2021) 「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイド
ライン (2021年8月改訂版)」 (http://www.jaswe.jp/doc/202108_jisshu_guideline.pdf, 2023.8.11 確認)

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2022) 「【会員】社会福祉士：ソーシャルワーク実習における免
除の考え方について (厚生労働省への照会結果) (2022年8月19日掲載)」 「トピックス詳細」
(http://jaswe.jp/topics_kako.html, 2022.8.15 確認)

塩田祥子 (2016) 「社会福祉士実習におけるケアワークのあり方と利用者理解についての課題」 評論・
社会科学 (116), pp.105-122. 同志社大学社会学会

参議院 (2007) 「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」 議案情
報, 第166回国会 (平成19年1月25日～平成19年7月5日), 厚生労働委員会 (平成19年4月26
日) https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/166/f069_042601.pdf (2023.8.19 確認)

上田正太 (2013) 「特別養護老人ホームにおける生活相談員の行うソーシャルワーク及びケアワーク
実践に関する文献的研究」 生活科学研究誌, 11巻, pp.33-45. 『生活科学研究誌』編集委員会, 大
阪市立大学生活科学部

Important Matters for Students Completing Care Practicum in the 2019 Curriculum Revision of the Social Work Practicum Program

Wakako Hayashi

Abstract

In 2019, the content of practical training was reviewed in accordance with the revised curriculum for social work certification. The review newly sets ten items to be included in the education for student social work practicums with a minimum of two training facilities and 240 hours of practical training. In addition, a new section entitled “Implementation of exemption from practical training hours” was added, which states that “those who have completed the care practicum in the care worker certification curriculum may be exempted from up to 60 hours of practical training.”

The purpose of this paper is to review and organize the educational content of the care practicum and the social work practicum to effectively conduct a 180-hour practicum of social work for students who are required to take a care practicum, and to develop an ideal social work practicum program for students.

The results of organizing the educational content of the care practicum and the social work practicum indicated that while there is some overlap in educational content for students taking the care practicum and the 180-hour social work practicum, revealed that there is some necessary content that is not included. We examined the contents of the practicum program and included three educational points that should be placed at the center of the program: “the need to expand the target audience for learning and the need for macro and mezzo perspectives,” “promotion to understand the organizational management, administration, and methods,” and “the need to understand social workers and social work practice techniques.” It was suggested that to enhance the social work practice for students taking the care practicum, instructors need to be aware of these three points and share them with the facility’s practicum supervisors while teaching the practicum.

Keywords: care practicum, social work practicum, 60-hour exemption